

ふるさと大分市応援寄附金取扱業務委託に係るプロポーザル実施要領

第1 業務の概要

1. 業務名

ふるさと大分市応援寄附金取扱業務

2. 業務の目的

大分市（以下「市」という。）が行うふるさと大分市応援寄附金に係る寄附情報及び寄附者情報の管理並びに返礼品の発送管理等を民間事業者へ委託することにより、事務の効率化を図るとともに、寄附金の増加並びに市の魅力発信及び特産品の販路拡大を図り、もって市内企業及び地域の活性化を図ることを目的とする。

3. 業務の内容

別紙「ふるさと大分市応援寄附金取扱業務委託仕様書」のとおり

4. プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

本業務の遂行にあたって、上記の目的を達成するため、公募型プロポーザル方式により企画力、専門性及び業務実績等を総合的に評価した上で、本業務の目的を達成し得る最も適した事業者を選定する。

5. 履行期間

契約締結日から令和12年3月31日まで

※ただし、本業務の開始日は令和9年4月1日とし、契約締結日から令和9年3月31日までは引き継ぎ及び業務開始準備期間とする。なお、準備期間中に発生する費用については、受託者が負担することとする。

6. 業務運用条件

- (1) ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」、「楽天ふるさと納税」等、市の指定するポータルサイトの運営・管理及びデータ連携が可能であること。（自動連携は必須としない。）
- (2) 上記サイト等からの情報を一元化できる管理システムを有し、寄附情報管理・寄附者情報管理・返礼品配送管理・書類発送管理等が可能であること。
- (3) 管理システムはシフトプラス（株）「LedgHOME」と同等の機能を有するシステムを使用すること。（「LedgHOME」についての詳細情報はシフトプラス（株）に問合せのこと。）
なお、データの引継ぎを要する場合においては、引継作業についても委託業務に含める。
- (4) ワンストップ特例申請事務に対応可能であること。
- (5) 寄附者・返礼品提供業者からの問合せ等に対応可能であること。（コールセンター機能を有すること。）
- (6) 寄附金の決済については、掲載サイト運営会社が指定する方法によること。
- (7) 市のふるさと納税特設サイトが構築可能であり、掲載内容は市と協議して作成すること。
- (8) 毎年度、市のふるさと納税返礼品パンフレットの提供ができること。掲載内容は市と協議して作成すること。
- (9) 総務省基準に基づく返礼品の開発・提案・管理、市の魅力発信を含むふるさと納税のプロ

モーションが効果的に行えること。内容は市と協議して行うこと。

(10) 一回の寄附で返礼品の年間定期送付（定期便）が実施可能であること。

- 7. 提案限度額** 令和 9 年度 72, 864, 000 円（消費税及び地方消費税を含む）
令和10年度 72, 864, 000 円（消費税及び地方消費税を含む）
令和11年度 72, 864, 000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※委託料は、市が受領した返礼品を要する寄附金額の5%以下（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の額とする。

※限度額算定の基礎となる各年度寄附金額を1, 100, 000, 000 円と仮定する。

第2 プロポーザルに係る事項

1. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、参加申込書の提出日において、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 市長が地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認めた者にあつては、その事実を認めた後、3年を経過しないものでないこと。
- (4) 公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成21年告示第553号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成24年告示第377号）に基づく排除期間中でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 提案書提出の日前3月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（当該更生手続開始の申立て又は再生手続開始の申立てがなされている場合であっても、更生計画の認可が決定されたとき又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）
- (10) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者

2. 質問及び回答

(1) 質問

① 質問期限

公告日から令和8年9月25日（金）17時15分まで

② 質問方法

質問書（様式第 1 号）により電子メールにて受け付ける。

E-mail : furusato@city.oita.oita.jp

※ 送信時、件名に「ふるさと大分市応援寄附金取扱業務プロポーザル質問」を付すること。

※ 送信後に、商工労政課担当まで送信した旨の電話をすること。

※ 質問は、参加申込書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限る。

(2) 回答

① 回答予定日

令和 8 年 1 0 月 2 日（金）

② 回答方法

質問内容と合わせ、質問者名等を伏せて、市のホームページ上で回答する。

3. 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

① 参加申込書（様式第 2 号）

② 誓約書（様式第 3 号）

③ 会社の概要が分かる書類（任意様式、パンフレット可）

④ 経営状況等調査票（様式第 4 号）

⑤ 直前 2 年分の財務諸表類又はこれに代わる書類（直前 2 年分の決算書の写しでも可）

⑥ 受託実績表（様式第 5 号）

⑦ 印鑑登録証明書（原本・参加申込書に押印した実印の証明書）

⑧ 履歴事項全部証明書（原本・法務局で発行する法人の履歴事項証明書）

⑨ 国税については、法人税、消費税及び地方消費税納税証明書（原本・発行後 3 ヶ月を超えないもの）

⑩ 地方税については、市町村税の完納証明書又は納税証明書（注 1）（原本・発行後 3 ヶ月を超えないもの）

注 1 ⑩の「市町村税の完納証明書又は納税証明書」については、大分市で課税がある場合（大分市に本店・支店・営業所がある場合等）は市が発行する完納証明書を、大分市で課税がない場合は本店所在地の市町村が発行する完納証明書又は法人市町村民税の納税証明書を提出すること。ただし、本店所在地が東京 2 3 区の場合は、都税事務所が発行する法人住民税納税証明書を提出すること。

注 2 参加申込書提出日において大分市競争入札参加資格を有している者は、⑦～⑩の書類を提出する必要はない。

(2) 提出期限

令和 8 年 1 0 月 9 日（金） 1 7 時 1 5 分まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。

(4) 提出部数 各 1 部

(5) 提出場所

〒 8 7 0 - 8 5 0 4 大分市荷揚町 2 番 3 1 号

大分市商工労政課 本庁舎 9 階

TEL : 097-574-6181（直通） FAX : 097-533-9077

(6) 参加資格確認結果の通知

参加申込書の参加資格を確認し、参加資格の有無に関わらず、参加資格確認結果を全提出者に書面、電子メールにて通知する。

併せて、提案者の資格を満たす者に対して、提案書等の提出を依頼する。

4. 提案書等の提出

(1) 提出書類

参加資格確認結果の通知を受け、市より提案書等の提出の依頼を受けた者は、本実施要領、仕様書及び大分市契約事務規則等の各規定を理解した上で、提出期限までに次の書類を提出すること。

書類名	作成内容	提出部数
提案書	様式は問わないが、別紙1「提案書作成要項」に基づき作成すること。	7部 (正本1部・副本6部)
参考見積書	・様式第6号。 ・本実施要領、仕様書及び提案書作成要項に基づき算定すること。	7部 (正本1部・副本6部)

(2) 提出期限

令和8年10月23日(金) 17時15分まで(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)とし、提出書類の返却は行わない。

(4) 提出部数

7部(正本1部 副本6部(正本1部以外はコピー可とする。))

5. 事業者選定までのスケジュール(予定)

	項 目	期 間 等
1	公募開始	令和8年 9月14日(月)
2	質問書の提出期限	令和8年 9月25日(金) 17時15分まで
3	質問書に対する回答	令和8年10月 2日(金)
4	参加申込書の提出期限	令和8年10月 9日(金) 17時15分まで
5	参加資格確認結果の通知	令和8年10月16日(金)
6	提案書の提出期限	令和8年10月23日(金) 17時15分まで
7	プレゼンテーション・ヒアリング実施	令和8年10月29日(木) (予定)
8	選定結果の通知・公表	令和8年11月上旬(予定)
9	契約内容の調整	令和8年11月中旬～契約締結日まで

6. プレゼンテーション

(1) 出席者 3名以内とする。

(2) 実施時間 30分以内とする。

(提案書説明20分 質疑応答 10分程度、設営及び撤去時間を含む。)

(3) 設 営 パソコンを使用する場合は、事前連絡の上、応募者で準備すること。

(プロジェクター及びスクリーンは、市が準備する。)

7. 選考方法及び選考基準

すべてのプレゼンテーション終了後、次に掲げる審査項目、配点に基づき、選定委員が採点した合計得点を集計し、最高得点者を選定する。

委員の平均合計点数が6割以上であれば、受託候補者として適正であると判断する。6割未満の場合は、選定委員会において協議の上判断する。

なお、最高得点者が複数いる場合には、その中の見積額の一番低い者を選定する。

(1) 評価基準及び配点

項目	評価基準	配点
1	基本方針について ・本市の現状を分析し、寄附拡大のための戦略を立てているか	5
2	委託業務の実施体制について ・委託業務を適正かつ確実に実施するための組織体制か	5
3	ふるさと納税管理システムについて ・「LedgHOME」の利用状況 ・上記以外のシステムの場合は、どのような内容・機能を有するか	5
4	寄附者対応、配送管理について ・返礼品や書類に対する問い合わせに適切に対処できるか ・受領証明書、寄附金控除に係る申告特例申請書等の発送管理体制はどのようなものか ・配送遅延等のトラブルに適切に対処できるか	10
5	返礼品提供業者との連携について ・新規の返礼品提供事業者との交渉、契約等を適切に実施できるか ・既存の返礼品提供事業者との連携を円滑に行えるか ・本市の魅力を伝える返礼品の開発を、返礼品提供事業者と連携して行えるか	15
6	ポータルサイトの運営、ページデザインについて ・ポータルサイト上のページデザイン作成・更新を適切に実施できるか ・新たな写真撮影、画像の制作等について対応しているか ・検索エンジンの適正化等、寄附向上のための運用が行えるか	10
7	ふるさと納税に係るプロモーション活動について ・寄附金獲得に向けたプロモーションを効果的に実施できるか ・リピーター獲得のための企画提案ができるか ・その他独自の広告・PR方法があるか	15
8	寄附者情報等個人情報に係る管理体制について ・寄附者情報等個人情報を適切に管理する体制が整っているか ・個人情報の漏えいを防止するための対策が講じられているか	5
9	その他のふるさと納税に関するサービスについて ・独自のサービスは、大分市の寄附金増収と経費削減につながるものか	10
10	経費について ・最低提案見積額の事業者を10点として計算	10
11	業務実績について ・本業務と同規模（寄附金額10億円）以上の同様の業務実績があるか	10
合 計		100

(2) 審査過程の非公開

選定委員会は非公開とする。

また、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては一切受け付けない。

(3) 参加者の欠格事由

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 本実施要領に違反があった場合
- ③ 公正に欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合
- ④ 提出書類に不備、錯誤があり、選定委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- ⑤ 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- ⑥ 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- ⑦ その他、選定委員会が不適当と認めるとき

(4) 選定結果の通知・公表

選定結果は、全応募者へ書面により通知する。

併せて、市のホームページにおいて、受託候補者名を公表する。

8. 契約内容の調整

受託候補者と市との協議により、委託業務内容等について調整を行い、仕様を確定させる。

なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

9. 契約の締結

委託業務に係る仕様を確定させた上で、受託候補者と契約を締結する。

10. 委託業務の一括再委託

委託業務について一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

ただし、委託業務を効率的に行う上で必要と思われるものについては、市と協議の上委託業務の一部を委託することができるものとする。

11. 個人情報保護

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、本委託業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

12. 守秘義務

委託業務を行うにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、委託業務終了後も同様とする。

13. その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は理由のいかんを問わず返却しない。
- (3) 提案書提出後において、記載された内容の追加及び変更は認めない。
- (4) 参加業者が1者であっても本プロポーザルを実施し、審査の結果、業務を適切に実施でき

ると判断された場合には、当該参加者を契約の相手方として選定する。

(5) 提出された書類等は、大分市情報公開条例に基づき、公開することがある。

(6) 1 者 1 提案とし、複数提案を禁止する。

(7) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(8) 本プロポーザルは、優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、採用された提案書に記載されている事項は、契約時の仕様の原型となるものであるが、すべての提案事項について契約を保証するものではなく、市と提案者との協議により契約締結段階において項目の追加、変更又は削除を行うことがある。

(9) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については、事務局が定める。

1 4. 問合せ先

大分市商工労働観光部 商工労政課 ふるさと寄附推進担当班

担当者：香川、永藤

TEL：097-574-6181（直通） FAX：097-533-9077

E-mail：furusato@city.oita.oita.jp

参考

ふるさと大分市応援寄附金 実績（令和4年度～7年度）

年 度	4	5	6	7
件 数	64,083	52,885	47,486	67,964
金 額 (千円)	984,467	1,064,716	964,867	1,330,462

※令和7年度は災害支援寄附を含む

返礼品事業者数、返礼品数（令和8年8月末時点）

事業者数	約 132 事業者
返礼品数	約 917 品

パンフレット作成 実績（令和5年度～7年度）

年 度	5	6	7
部 数	5,000	4,000	3,000
仕 様	A4・中綴じ 40 ページ	A4・中綴じ 44 ページ	A4・中綴じ 44 ページ